

宇土市子育て世帯訪問支援事業業務委託事業者募集要項

1 目的

この要項は、宇土市子育て世帯訪問支援事業の事業者の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

宇土市子育て世帯訪問支援事業

(2) 事業内容

宇土市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び宇土市子育て世帯訪問支援事業仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から、契約締結日を含める年度の末までとし、以降は1年毎に本市において契約を見直す。

3 対象とする事業者の要件

次の条件を全て満たすものとする。

(1) 次のア～ウのいずれかの事業を運営している事業者とする。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する「指定居宅サービス事業者」であり同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う事業所

イ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業所

ウ 居宅訪問型の家事支援又は育児・養育支援の事業実績があり、支援できる体制が整っている事業所

(2) 事業の目的を十分に理解し、要綱及び仕様書に定める事業の内容及び実施体制の履行が確実に可能であること

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること

(4) 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと

(5) 宇土市から宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年訓令第6号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと

(6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと

(7) 業として本事業業務に付する契約に係る業務を営んでいること

4 応募申請書等の提出方法

(1) 提出期間

随時受付

(2) 提出書類

ア) 宇土市子育て世帯訪問支援事業応募申請書

イ) 宇土市暴力団排除条例に関する誓約書

(3) 提出方法

直接持参、郵送またはメールにより提出

(4) 提出先及び問合せ先

〒869-0492 宇土市浦田町 51 宇土市こども家庭センター

電話：0964-27-3322

メール：kodomo01@city.uto.lg.jp

5 事業者の審査等

市長は、提出された書類に基づき事業者を審査する。必要に応じてヒアリング又は実地調査を行う。審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者について、事業の委託契約を行う。

なお、提出された書類は審査結果に関わらず返却しない。本市で定めた保存年限終了後、本市の責において処分するものとし、本事業以外に使用しない。